3　更に、リベリア政府が、同理事会に対し、決議第千五百二十一号（二千三年）に定める措置を終了させるための条件が満たされたことを報告し、その評価を根拠付ける情報を同理事会に提供した場合には、リベリア政府の要請により上記の措置を再検討することを決定する。

4　委員会に対し、リベリア政府及びリストへの掲載を求める関係国と調整しかつ専門家パネルの支援を受けつつ、必要に応じて遅滞なく、渡航禁止及び資産凍結リストへの掲載についての公に入手可能な理由、並びに委員会の指針を更新することを指示する。

5　以下の業務を遂行するため、この決議の採択の日から十二か月間、決議第千九百三号（二千九年）9の規定に従い任命された専門家パネルの任務を延長することを決定する。

(a)　決議第千九百三号（二千九年）により改められた武器に関する措置の実施及び違反（第千五百二十一号（二千三年）4(a)及び第千五百三十二号（二千四年）1に規定する委員会による個人の指定に関連する情報を含み、また、天然資源のような、武器の不法な取引のための様々な資金源を含む）を調査し、それらについての中間報告及び最終報告を作成するために、リベリア及び近隣諸国への二回の事後評価ミッションを実施すること。

(b)　特にチャールズ・テイラー元大統領の資産に関することを含め、決議第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課される措置の影響、有効性及び継続的必要性を評価すること。

(c)　決議第千五百二十一号（二千三年）4の規定及び第千五百三十二号（二千四年）1の規定により課された措置の実施を促進するために、リベリア及び地域の諸国の能力が強化され得る分野を特定し、それらに関する勧告を行うこと。

(d)　リベリアの法的枠組みが発展しつつあるという文脈において、森林及びその他の天然資源が、不安定さにではなく、平和、安全及び開発に貢献している程度、及び関連する法令（国家森林改革法、土地委員会令、森林地に関するコミュニティ権利法、及びリベリア採取産業透明性イニシアティブ令）及びその他の改革の努力がこのリベリアの変化に貢献している程度を評価すること、並びに、そのような天然資源が、持続的な平和及び安定に向けたリベリアの進展に対してより一層貢献しうる方法について、勧告を行うこと。

(e)　キンバリー・プロセス証明制度と積極的に協力し、リベリア政府のキンバリー・プロセス証明制度の遵守について評価すること。

(f)　この項に掲げる全ての事項に関し、二千十二年六月1日までに委員会を通じ理事会に対し中間報告を提出し、二千十二年十二月一日までに委員会を通じ理事会に対し最終報告を提出すること、また、適当な場合にはそれらの期日より前に、特に決議第千五百二十一号（二千三年）10の規定の二千六年六月の解除以降の森林部門、及び第千五百二十一号（二千三年）6の規定の二千七年四月の解除以降のダイヤモンド部門の進展状況について、委員会に対し非公式に最新の状況を提供すること。

(g)　天然資源に関して、他の関連する専門家パネル（特に決議第千九百八十号（二千十一年）13の規定によりコートジボワールに関して再設立されたもの及び第二千二十一号（二千十一年）4の規定によりコンゴ民主共和国に関して再設立されたもの）と積極的に協力すること。

(h)　渡航禁止及び資産凍結に関するリストへの掲載のために公開されている理由の更新の際には、委員会を支援すること。

6　事務総長に対し、専門家パネルを再任命し、パネルの業務を支援するため、必要な財政上及び安全上の措置をとるよう要請する。

7　全ての国及びリベリア政府に対し、その任務の全ての側面において、専門家パネルと完全に協力するよう要請する。

8　リベリア領域内及びリベリアと近隣諸国間での小型武器の流通を管理する責任は、二千六年西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）小型武器条約に従って、関連する政府当局が負うことを想起する。

9　UNMILと国際連合コートジボワール活動（UNOCI）が、小地域的安全保障に寄与するため、リベリアとコートジボワールの国境付近における戦略と活動を定期的に調整する必要性を再確認する。

10　UNMILがその能力及び展開する地域の範囲内でリベリア政府、委員会、専門家パネルに対して継続している支援が重要であることを改めて表明し、その任務を予断することなく、決議第千六百八十三号（二千六年）を含む従前の決議で定める業務の実施を継続する。

11　リベリア政府に対し、二千九年のキンバリー・プロセス再検討チームによるダイヤモンド採掘と輸出に関する国内管理を強化するための勧告の実施を完了するよう要請する。

12　キンバリー・プロセスに対し、専門家パネルとの協力を継続し、リベリアによるキンバリー・プロセス証明制度の実施に関する進展について報告することを奨励する。

13　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○農林水産省告示第千百十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十四年四月二十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Angelonia Bonpl.	うさうさ	大屋泰輝 愛知県西尾市戸ヶ崎4―5―9青山マンション102	第26308号 平成23年9月13日
〃	DANLON10	Danziger Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 50297, Israel	第26666号 平成24年1月13日
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	アルジミンイエル	Syngenta Crop Protection AG. Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland	第26356号 平成23年9月29日
Auricularia polytricha (Mont.) Sacc.	KX-AK080号（ごう）	株式会社キノックス 宮城県仙台市青葉区落合一丁目13番33号	第26661号 平成24年1月12日
Begonia x hiemalis Fotsch	TATSUOエリザベート	宇佐美竜雄 愛知県愛西市本部田町本西207	第26692号 平成24年1月26日
Begonia x tuberhybrida Voss	BKBEWPF	Beekenkamp Plants B.V. Korte Kruisweg 141, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第26639号 平成23年12月28日
Calibrachoa Llave & Lex.	CAL ORNGISE	Syngenta Crop Protection AG. Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland	第26663号 平成24年1月12日
Callistephus chinensis (L.) Nees	ザ　クラウンプリンアントローズ	株式会社札幌採種園 北海道札幌市白石区本通17丁目北17番1号	第26650号 平成24年1月4日
Camellia L.	金沢斑入小町（かなざわふいりこまち）	千田清司 石川県金沢市高畠1丁目246番地	第26685号 平成24年1月23日